

悠久の時の流れと共に育まれた  
自然と文化がいきづく大和、  
世界に誇る歴史、  
遺産を次代に引継ぐことが  
私達の使命です。

# あすか

Asuka



## 安全認定

## 安全性優良事業所

国土交通大臣指定

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関



社団法人 奈良県トラック協会  
奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

〒639-1037 奈良県大和郡山市額田部北町981番地の6 TEL.0743-23-1200(代)  
総務課 / FAX.0743-23-1212 業務・適正化事業課 / FAX.0743-56-2228

<http://narata.or.jp>

社団法人 奈良県トラック協会は東日本大震災復興を応援しています。

# 安全・安心・信頼の

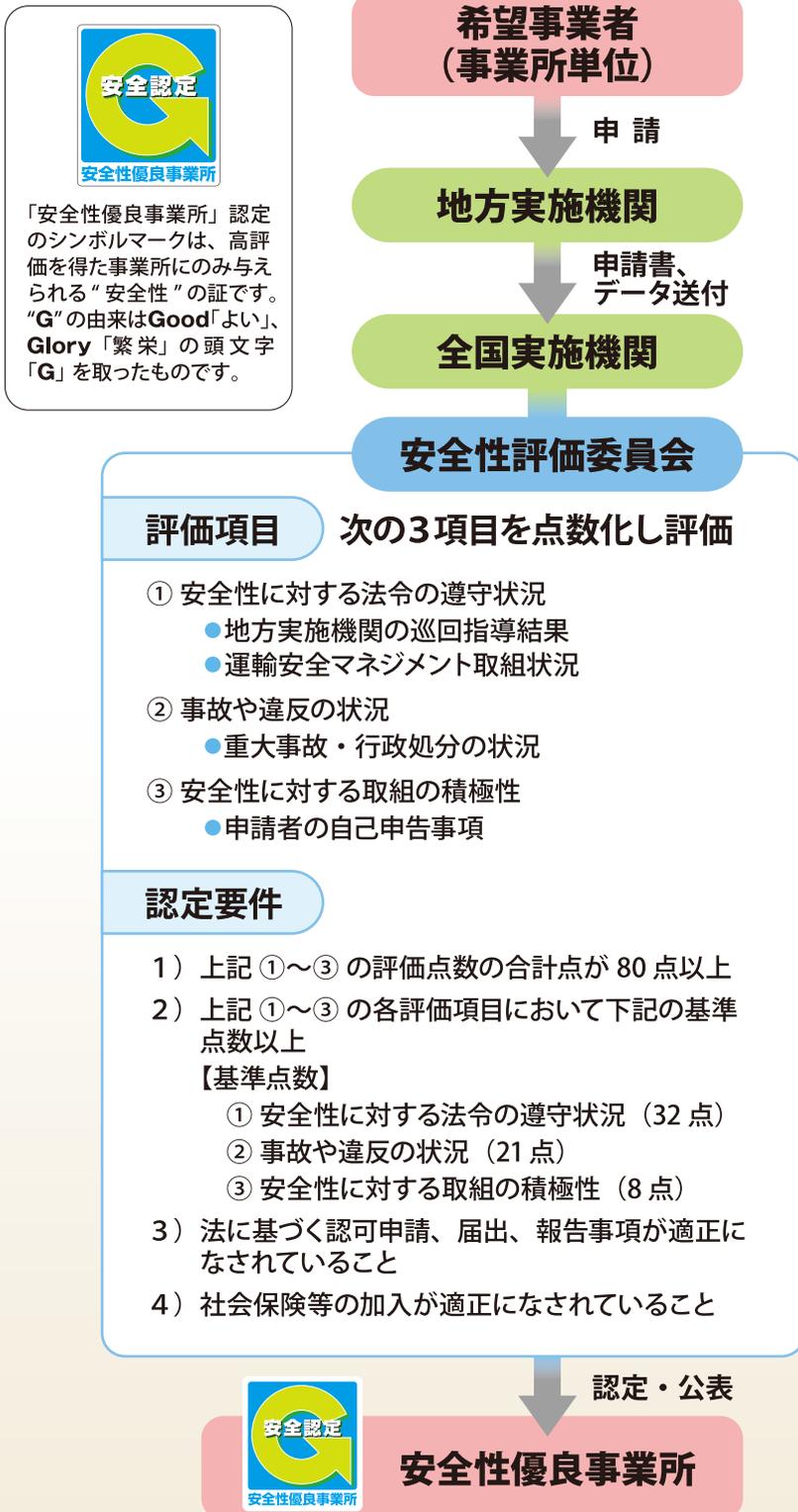


# マーク



マークは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（社団法人 全日本トラック協会）が認定・交付する「**安全性優良事業所**」のシンボルマークです。

## ■ 安全性優良事業所認定制度スキーム



## ● 安全性優良事業所とは

荷主企業がより安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくするために、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（社団法人 全日本トラック協会）が厳しい評価をし、認定した事業所です。

マークは安全性優良事業所にのみ与えられる安全・安心・信頼の証しです。

## ● キメ細かな認定対象

安全性優良事業所の認定の対象となるのは会社単位ではなく、事業所単位です。現在、全国で15,197事業所（平成23年3月16日現在）のトラックがマークを付けて走っています。認定の有効期間は2年間から最長4年間です。

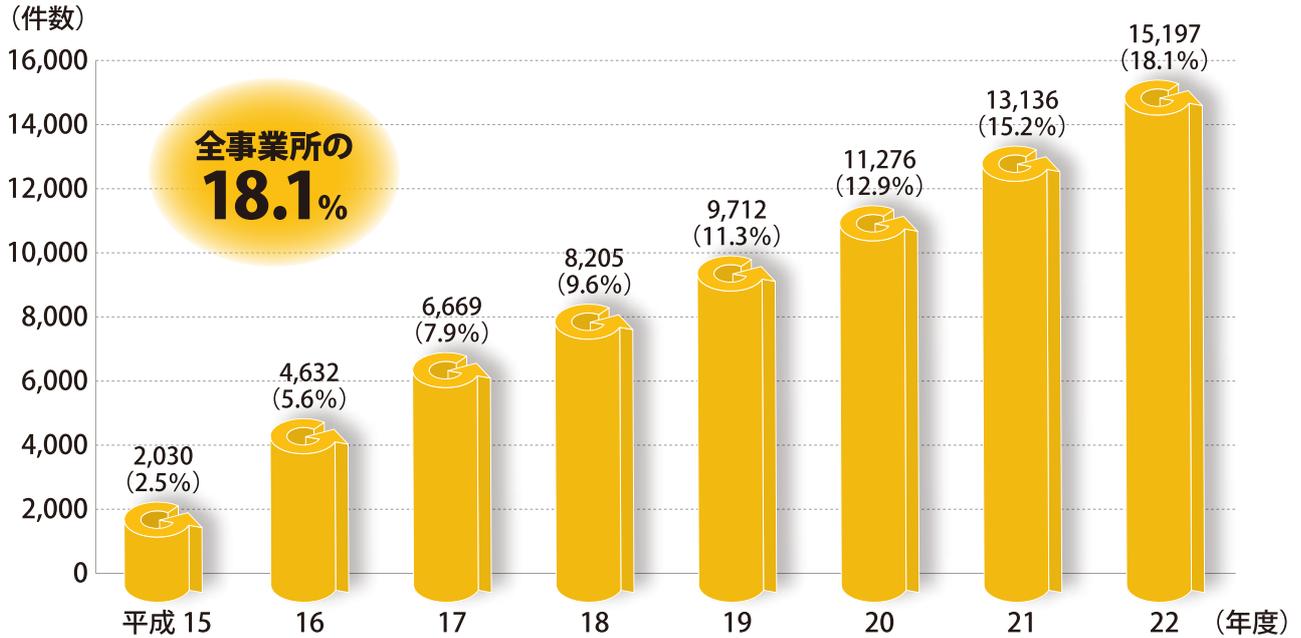
## ● 公平な評価

申請書類等は、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（都道府県トラック協会）で受け付け、全国実施機関で審査を行い、安全性評価委員会で公平に評価されます。委員会は、学識経験者、労働組合関係者、荷主団体、マスコミ、一般消費者、国土交通省職員及び全国実施機関担当役員で構成されています。

## ● 3テーマ38項目の厳しい評価

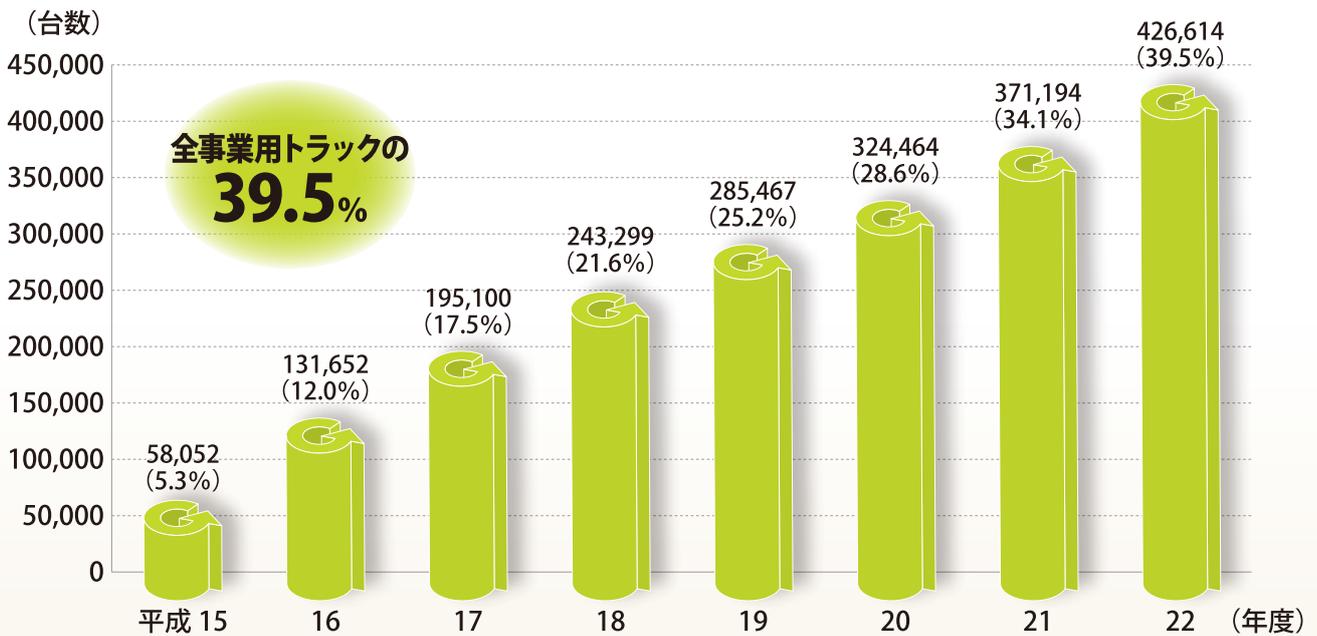
「安全性に対する法令の遵守状況」「事故や違反の状況」「安全性に対する取組の積極性」の3つのテーマに、計38の評価項目が設けられています。評価点数100点満点中80点以上（詳細は左図参照）並びに他の認定要件（社会保険等の適正加入等）をクリアした事業所が安全性優良事業所として認定されます。

## ■ 認定事業所数の推移



※( )内は全国のトラック運送事業所数に占める割合

## ■ 認定事業所の車両台数の推移



※( )内は全事業用トラック台数に占める割合

## ■ 安全性優良事業所に係るインセンティブ付与

国土交通省	違反点数の消去	通常、違反点数は3年間で消去されますが、違反点数付与後2年間違反点数の付与のない場合、当該違反点数を消去できます。
	IT点呼の導入	対面点呼に代えて、国土交通大臣が定める設置型または携帯型のカメラを有する機器による営業所間または営業所と車庫間での点呼が可能となります。
	点呼の優遇	2地点間を定時で運行する形態の場合の他営業所における点呼、同一敷地内に所在するグループ企業間における点呼が承認されます。
	補助条件の緩和	CNGトラック等に対する補助について、最低台数要件が3台から1台に緩和されます。
損保会社	保険料の割引	損害保険会社の一部企業では、独自の保険料割引を適用しています。

# 貨物自動車運送事業関係法令体系

## 貨物自動車運送事業保安関係法令

### 【貨物自動車運送事業法】

(平成元.12.19 法律第 83 号)

- 第 15 条 (輸送の安全性の向上)
- 第 16 条 (安全管理規程等)
- 第 17 条 (輸送の安全)
- 第 18 条 (運行管理者)
- 第 19 条 (運行管理者資格者証)
- 第 20 条 (運行管理者資格者証の返納)
- 第 21 条 (運行管理者試験)
- 第 22 条 (運行管理者等の義務)
- 第 23 条 (輸送の安全確保の命令)
- 第 24 条 (事故の報告)
- 第 24 条の 2 (国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)
- 第 24 条の 3 (一般貨物自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表)
- 第 26 条 (事業改善の命令)
- 第 33 条 (許可の取消し等)
- 第 60 条 (報告の徴収及び立入検査)

### 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

(平成 2.7.30 運輸省令第 22 号)

- 第 2 条の 2 (輸送の安全)
- 第 2 条の 3 (安全管理規程を定める貨物自動車運送事業者の事業の規模)
- 第 2 条の 4 (安全管理規程の届出)
- 第 2 条の 5 (安全管理規程の内容)
- 第 2 条の 6 (安全統括管理者の要件)
- 第 2 条の 7 (安全統括管理者の選任及び解任の届出)
- 第 2 条の 8 (一般貨物自動車運送事業者等による輸送の安全にかかわる情報の公表)
- 第 3 条 (過労運転の防止)
- 第 4 条 (過積載の防止)
- 第 5 条 (貨物の積載方法)
- 第 6 条 (自動車車庫の確保)
- 第 7 条 (点呼等)
- 第 8 条 (乗務等の記録)
- 第 9 条 (運行記録計による記録)
- 第 9 条の 2 (事故の記録)
- 第 9 条の 3 (運行指示書による指示等)
- 第 9 条の 4 (運転者台帳)
- 第 10 条 (従業員に対する指導及び監督)
- 第 11 条 (異常気象時等における措置)
- 第 12 条 (安全の確保のための服務規律)
- 第 13 条 (点検整備)
- 第 14 条 (点検等のための施設)
- 第 15 条 (整備管理者の研修)
- 第 16 条 (乗務員)
- 第 17 条 (運転者)
- 第 21 条 (運行管理規程)
- 第 22 条 (運行管理者の指導及び監督)
- 第 18 条 (運行管理者等の選任)
- 第 19 条 (運行管理者の選任等の届出)
- 第 20 条 (運行管理者の業務)
- 第 23 条 (運行管理者の研修)
- 第 24 条 (運行管理者の資格要件)
- 第 25 条 (資格者証の様式及び交付)
- 第 26 条 (資格者証の訂正)
- 第 27 条 (資格者証の再交付)
- 第 28 条 (資格者証の返納)
- 第 29 条 (試験方法)
- 第 30 条 (試験の施行)
- 第 31 条 (受験資格)
- 第 32 条 (受験の申請)
- 第 33 条 (試験結果の通知)
- 第 47 条の 2 (国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)

【自動車事故報告規則】(昭和 26.12.20 運輸省令第 104 号)

自動車事故報告規則第 2 条 (定義)、第 3 条 (報告書の提出)、第 4 条 (速報)

【自動車運送事業等監査規則】(昭和 30.12.24 運輸省令第 70 号)

【国土交通省告示第 1090 号】（平成 18.9.19）  
貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針

【国土交通省告示第 1091 号】（平成 18.9.19）  
貨物自動車運送事業輸送安全規則第 2 条の 8 第 1 項の規定に基づき一般貨物自動車運送事業者等（特定第 2 種貨物利用運送事業者を含む。）が公表すべき輸送の安全に係る事項

【国土交通省告示第 1365 号】（平成 13.8.20）  
貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準

【国土交通省告示第 485 号】（平成 22.4.30）  
貨物自動車運送事業者が点呼等において用いるアルコール検知器を定める告示

【国土交通省告示第 1366 号】（平成 13.8.20）  
貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針

【国土交通省告示第 1403 号】（平成 13.9.7）  
貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10 条第 2 項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断

【国土交通省告示第 1092 号】（平成 18.9.19）  
貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10 条第 7 項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置

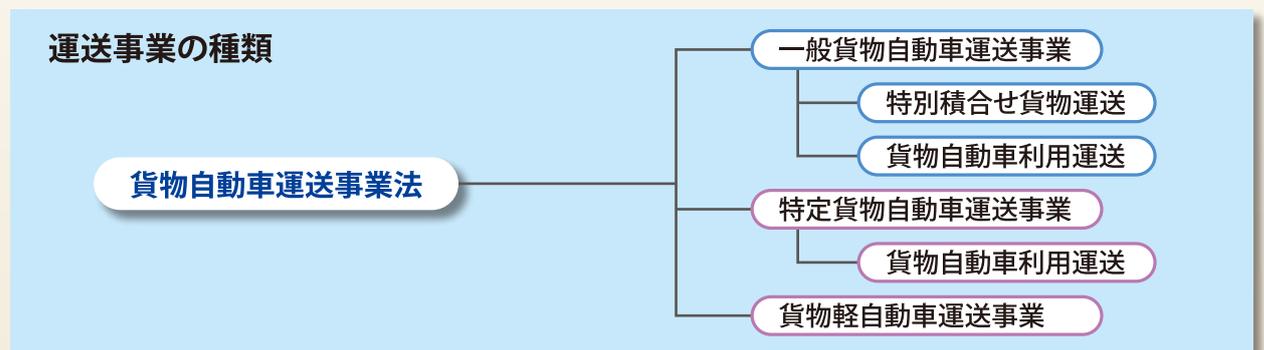
【道路運送車両法】（昭和 26.6.1 法律 185 号）

- 第 47 条の 2（日常点検整備）
- 第 48 条（定期点検整備）
- 第 49 条（点検整備記録簿）
- 第 50 条（整備管理者）
- 第 52 条（選任届）
- 第 53 条（解任命令）

【国土交通省告示第 1402 号】（平成 13.9.7）  
貨物自動車運送事業輸送安全規則第 23 条第 2 項、第 24 条第 1 項第 1 号及び第 31 条第 2 項に規定する国土交通大臣が認定する講習

1. 運輸監理部長又は運輸支局長が運行管理者について行う研修に代えることができる講習
2. 運行管理者の資格要件について実務の経験と合わせて受講することが必要な講習
3. 運行管理者試験の受験資格について実務の経験に代えることができる講習

【国土交通省告示第 1224 号】（平成 21.11.20）  
自動車運送事業者等が引き起した社会的影響が大きい事故の速報に関する告示



# 運行管理業務内容

## 貨物自動車運送事業者の遵守事項と 運行管理者の業務

貨物自動車運送事業は、社会的必需性が高く、公共性を有しているため、利用者の利益の保護と公共の福祉の増進を期し、かつ、運送事業の健全な発達を図るために、いろいろと法的規制が加えられています。

貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的に行うために、貨物自動車運送事業法（平成元年12月法律第83号）並びに貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年7月運輸省令第22号）が制定され、貨物自動車運送事業者はこの法律を遵守し事業を行わなければなりません。

特に、法第17条には輸送の安全確保のために「過労運転の防止」と「過積載運送の禁止」の事項が定められています。

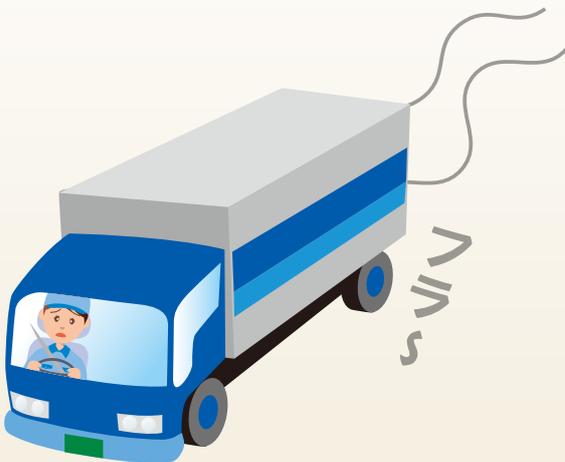
また、運行管理者は、事業者から運行の安全の確保に関する業務を行うために必要な権限を与えられ、誠実にその業務を行うべきことが法第22条（運行管理者等の義務）に規定されています。

運行管理者の業務（貨物自動車運送事業輸送安全規則第20条第1項）と貨物自動車運送事業者が遵守すべき事項（同規則第3条～第15条）との関係を表示すると次の通りです。

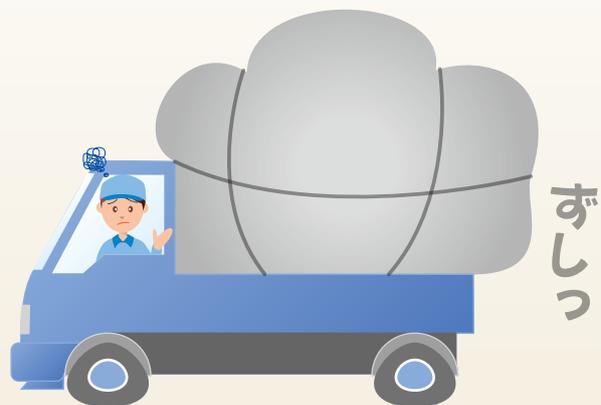
### 輸送の安全確保

法律第83号	貨物自動車運送事業法
運輸省令第22号	貨物自動車運送事業輸送安全規則

### 目的



● 過労運転の防止



● 過積載運送の禁止

## ● 運行管理者の業務と事業者の遵守事項との関係（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

### 第 20 条：運行管理者の業務

### 事業者の遵守事項

第 1 項	第 1 号	選任された運転者以外の運転指示禁止	←	運転者の選任	第 3 条第 1 項
	第 2 号	乗務員の休憩・睡眠施設の管理		乗務員の休憩・睡眠施設の整備、管理及び保守	〃 第 3 項
	第 3 号	定められた勤務時間・乗務時間の範囲内で乗務割を作成し、これに従い乗務指示		運転者の勤務時間・乗務時間を定める	〃 第 4 項
	第 4 号	酒気を帯びた状態にある乗務員の乗務禁止	←	酒気を帯びた状態にある乗務員の乗務禁止	〃 第 5 項
	第 4 の 2 号	疾病、疲労、その他の理由により安全な運転をし、又は補助することができないおそれがある乗務員の乗務禁止	←	疾病、疲労、その他の理由により安全な運転をし、又は補助することができないおそれがある乗務員の乗務禁止	〃 第 6 項
	第 5 号	長距離運転、又は夜間運転の交替運転者の配置	←	長距離運転、又は夜間運転の交替運転者の配置	〃 第 7 項
	第 6 号	従業員に対する過積載防止の指導、監督	←	過積載運送の禁止 従業員に対する過積載防止の指導	法 <sup>(注1)</sup> 第 17 条第 4 条
	第 7 号	従業員に対する貨物の積載方法の指導、監督	←	貨物の積載方法	第 5 条
	第 8 号	点呼の実施、報告、確認及び指示、並びにその記録、記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持	←	点呼の実施、報告及び指示、並びにその記録、記録保存	第 7 条
	第 9 号	運転者ごとに乗務記録をさせ、記録保存	←	運転者ごとに乗務記録をさせ、記録保存	第 8 条
	第 10 号	運行記録計の管理及び記録保存	←	運行記録計による記録、記録保存	第 9 条
	第 11 号	運行記録計の記録不能車の運転禁止	←	同上	〃
	第 12 号	事故の記録と保存	←	事故の記録と保存	第 9 条の 2
	第 12 の 2 号	運行指示書の作成、運転者の携行、変更内容の記載、指示、運行指示書等の保存	←	運行指示書の作成、運転者の携行、変更内容の記載、指示、運行指示書等の保存	第 9 条の 3
	第 13 号	運転者台帳を作成し、運転者の所属営業所に備える	←	運転者台帳を作成し、運転者の所属営業所に備える 注：運転者でなくなった場合は 3 年間保存する	第 9 条の 4
	第 14 号	乗務員の指導、監督及び運転者の特別な指導記録、3 年間の保存	←	乗務員の指導、監督及び運転者の特別な指導記録、3 年間の保存	第 10 条
	第 14 の 2 号	運転者に適性診断を受けさせる	←	運転者に適性診断を受けさせる	第 10 条第 2 項
第 15 号	異常気象時等の乗務員への指示・措置	←	異常気象時等の乗務員への指示・措置	第 11 条	
第 16 号	補助者に対する指導及び監督	←	補助者の選任可	第 18 条第 3 項	
第 17 号	事故警報に基づく従業員の指導、監督	←	事故の報告	法 <sup>(注1)</sup> 第 24 条	
第 2 項	(特積) 乗務基準を作成し、乗務員の遵守について指導、監督する	←	(特積) 乗務基準を定め、乗務員の遵守について指導、監督する	第 3 条第 7 項	
第 3 項	事業者に対する助言	→	運行管理者の助言の尊重	法 <sup>(注1)</sup> 第 22 条	
第 4 項	統括運行管理者は、前 3 項の規定による運行管理者の業務を統括しなければならない。	←	統括運行管理者の選任	第 18 条第 2 項	

※ ← 本来事業者が行うべき事項であるが、運行管理者が事業者にかわって行っても良いことを示している。

※注 1 法とは、貨物自動車運送事業法を指す。

## ■ 運行管理業務について 【指導・監督】

# 1 運行管理者への指導・監督及び研修

### ポイント

1. 事業者は、運行管理者に対して、安全規則に規定されている運行管理者の業務の適確な処理及び自社で定めた運行管理規程の遵守について、適切な指導及び監督を行わなければならない。
2. 事業者は、運輸監理部長又は運輸支局長から運行管理者について研修を行うよう通知を受けたときは、運行管理者に研修を受けさせなければならない。

### 解説

#### 1 事業者と運行管理者の役割

- (1) 運行管理者は、事業者から権限を受け、現場責任者として運行の安全に関する実務的な管理及び運転者の指導・監督を行う重要な責務を持っています。それに対して、事業者は、安全規則に規定されている運行管理者の業務の適確な処理及び自社で定めた運行管理規程の遵守について、運行管理者に指導・監督を行う重要な責務を持っています。
- (2) 運行管理者は、常に運行管理に関する知識・能力の維持に努めるとともに、運送事業に係る関係法令の改正、関係通達等を熟知しておかなければなりません。その機会のひとつとして運行管理者に対する研修が義務付けられています。事業者は、研修通知が来た場合には、運行管理者に対して必ず研修の受講を指示し、受講後にその概要を報告させることが大切です。

#### 2 運行管理者の講習

運行管理者の講習は、国土交通省告示第 1402 号で認定された講習機関で行われます。講習とその対象者については、次のとおりです。

名 称	対 象
基礎講習	運行管理を行うために必要な法令及び業務等に関する基礎的な知識の習得を目的とする者
一般講習	既に運行管理者として選任されている者又は運行管理者の補助者として運行管理の業務を行っている者
特別講習	次のいずれかに掲げる場合において、当該事故又は違反について相当の責任を有する運行管理者 (ア) 死者又は重傷者（14 日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が 30 日以上のもの、あるいは病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が 30 日以上のもの、あるいは 14 日以上病院に入院することを要する傷害）を生じた事故を引き起こした場合 (イ) 貨物自動車運送事業法若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反した場合

## 注意!

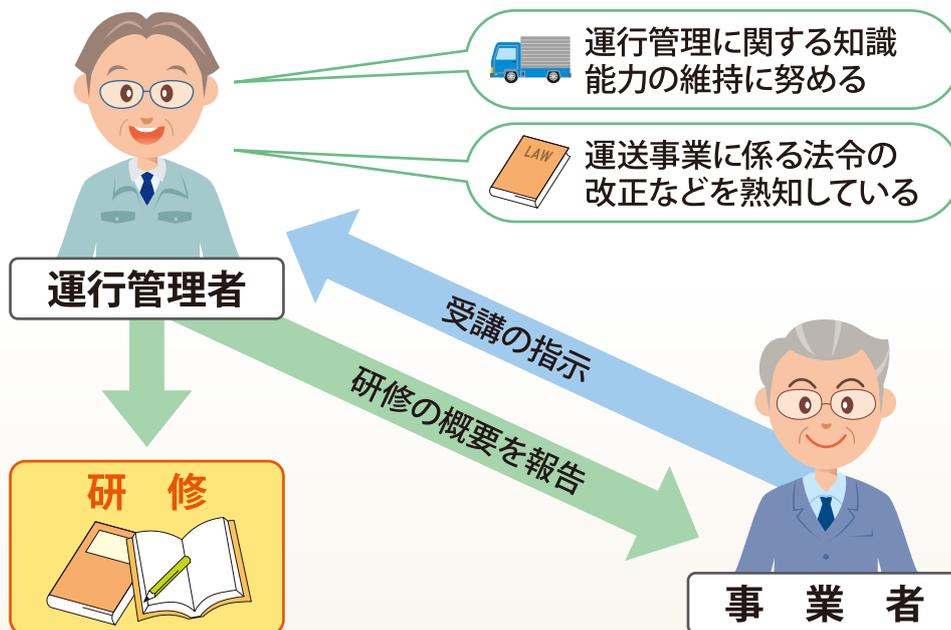
### 一般講習

- 研修は、選任された運行管理者に漏れることなく、2年毎に1回受講させなければなりません。
- 研修は、国土交通大臣が認定する講習をもって代えることができます。
- 初めて選任届出された運行管理者については、選任届出を受け付けられた年度に研修の通知が行われます。
- 死者又は重傷者を生じた事故を惹起した営業所の運行管理者又は輸送の安全確保に違反して行政処分を受けた営業所の運行管理者については、その事由が発生した年度及び翌年度に一般講習に係る研修の通知が行われます。

### 特別講習

- さらに事故の発生及び行政処分について、相当の責任を有していると認められる運行管理者及び統括運行管理者については、その事由が発生した年度に特別講習の研修の通知を併せて行われます。

※現在、指導講習は、独立行政法人自動車事故対策機構のみが実施していますが、今後、ほかの民間事業者にも参入の促進を図って行く予定です。



### 根拠規程

- 貨物自動車運送事業輸送安全規則第 22 条（運行管理者の指導及び監督）
- 貨物自動車運送事業輸送安全規則第 23 条（運行管理者の研修）
- 国自総第 510 号「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」第 23 条
- 国土交通省告示第 1402 号「貨物自動車運送事業輸送安全規則第 23 条第 2 項、第 24 条第 1 項第 1 号及び第 31 条第 2 項に規定する国土交通大臣が認定する講習を定める件」

## 貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第2項、国土交通大臣が認定する講習を定める件

### 1. 第23条第2項の規定に基づき運輸監理部長又は運輸支局長が運行管理者について行う研修に代えることができる講習

- (1) 講習を実施する者の名称 独立行政法人 自動車事故対策機構
- (2) 主たる事務所の所在地 東京都千代田区麴町 6-1-25
- (3) 講習の名称、対象及び内容

名称	対 象	内 容	
		講習項目	時間
基礎講習	運行管理を行うために必要な法令及び業務等に関する基礎的な知識の習得を目的とする者	自動車運送事業に関する法令	2時間
		道路交通に関する法令	2時間
		運行管理の業務に関すること	4時間
		自動車事故防止に関すること	2時間
		自動車運転者の指導教育に関すること	2時間
		自動車運転者の適性管理に関すること	3時間
		その他運行管理者として必要な事項	1時間
一般講習	既に運行管理者として選任されている者又は運行管理者の補助者として運行管理の業務を行っている者	自動車運送事業に関する法令	5時間 以上
		道路交通に関する法令	
		運行管理の業務に関すること	
		自動車事故防止に関すること	
		自動車運転者の指導教育に関すること	
		自動車運転者の適性管理に関すること	
		その他運行管理者として必要な事項	
特別講習	次のいずれかに掲げる場合において、当該事故又は違反について相当の責任を有する運行管理者  (1) 死者又は重傷者（14日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの、あるいは病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの、あるいは14日以上病院に入院することを要する傷害）を生じた事故を引き起こした場合  (2) 貨物自動車運送事業法若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反した場合	自動車運送事業及び道路交通に関する法令並びに運行管理の業務に関すること	2時間
		自動車事故防止のために特に必要な自動車運転者の指導教育に関すること	2時間
		自動車事故に係る生理的及び心理的な要因に関すること	2時間
		事故事例の分析に基づく運行管理上の要因の発見及び事故防止対策の立案に関すること	2時間
		事故事例の分析に基づく自動車事故防止に関するグループ討議	3時間
		適性診断結果の運行管理の業務への活用に関すること	2時間

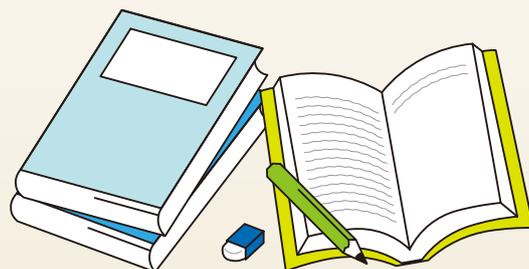
## 第24条第1項第1号及び第31条第2項に規定する

国土交通省告示第1402号（平成13年9月7日）

2. 第24条第1項第1号の規定に基づき運行管理者の資格要件について実務の経験と合わせて受講することが必要な講習
  - (1) 講習を実施する者の名称 独立行政法人 自動車事故対策機構
  - (2) 主たる事務所の所在地 東京都千代田区麹町6-1-25
  - (3) 講習の名称、対象者及び実施内容  
1の(3)に掲げる基礎講習又は一般講習（少なくとも1回は基礎講習を受講すること。）
  
3. 第31条第2項の規定に基づき運行管理者試験の受験資格について実務の経験に代えることができる講習
  - (1) 講習を実施する者の名称 独立行政法人 自動車事故対策機構
  - (2) 主たる事務所の所在地 東京都千代田区麹町6-1-25
  - (3) 講習の名称、対象者及び実施内容  
1の(3)に掲げる基礎講習（平成7年4月1日以降の基礎講習を修了した者に限る。）

### 注意！

現在、指導講習は、独立行政法人自動車事故対策機構のみが実施していますが、今後、他の民間事業者にも参入の促進が図られる予定です。



## ■ 運行管理業務について 【指導・監督】

# 2 乗務員に対する指導及び監督

### ポイント

1. 事業者は、運送事業に係る主な道路状況<sup>(注1)</sup>、運行状況、運行の安全を確保するために必要な運転の技術、自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に適切な指導・監督をしなければならない。
  2. 事業者は、次の運転者に対して、運行の安全を確保するために、特別な指導を行い国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせなければならない。
    - (1) 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者<sup>(注2)</sup>
    - (2) 運転者として新たに雇い入れた者
    - (3) 高齢者（65歳以上の者）
  3. 事業者は、事業用自動車に備えられた非常信号用具及び消火器の取扱いについて、乗務員に対して適切な指導をしなければならない。
  4. 事業者は、従業員に対して効果的で適切な指導・監督を行うために輸送の安全に関する基本的な方針の策定など告示で定める措置を講じなければならない。
  5. 事業者は、運転者として新たに雇い入れた者については、自動車安全運転センターが発行する運転経歴証明書を取得させるなどして過去の事故歴を把握するとともに、死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者については、国土交通大臣が認定した適性診断を受診させなければならない。
  6. 運行管理者は、乗務員に対して、指導・監督及び特別な指導を行い、並びに運転者に適性診断を受けさせなければならない。
- (注1) 主な道路とは、道路運送法第2条第7項に定められた道路に限らず、頻繁に通行する場所をいいます。
- (注2) 「事故を引き起こした者」の解釈は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の4第1項第6号の「事故を起こした場合」の解釈を準用します。

## 解説

### 1 乗務員に対する指導及び監督

自動車運送事業の運転者は、営業所を一度離れると運行中の安全の確保が運転者にほとんど全て委ねられていること、また、道路上を自家用車、歩行者等と混在して走行するため、運転者に特に高い安全意識と能力が求められます。さらに、多様な地理的、気象的状況の下で運転するとともに、大型の自動車を運転することから、道路の状況その他の運行の状況に関する判断及びその状況における運転について、高度な能力が要求されます。こうしたことから、事業者において輸送の安全性を向上させるために「安全教育」を積極的に実

施する必要があります。

運行管理者は、乗務員に対して継続的かつ計画的に指導及び監督を行い、貨物自動車運送事業法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項に関する知識や、運行の安全を確保するために必要な技能及び知識の習得を通して、ほかの乗務員の模範となるべき乗務員を育成しなければなりません。

乗務員に対する指導及び監督にあたっては、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成 13 年国土交通省告示第 1366 号）に基づき実施しなければなりません。

## 2 特別な指導の内容、時間及び実施時期

### (1) 事故惹起運転者

- ① 死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第 5 条第 2 号又は第 3 号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じた交通事故を引き起こした運転者及び軽傷者（同条第 4 号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の 3 年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。
- ② 指導及び実施時期  
実施時期は、再度トラックに乗務する前に実施する。ただし、やむを得ない事情がある場合は、再度乗務を開始した後 1 ヶ月以内に実施する。

#### 事故惹起運転者に対する特別な指導の内容及び時間

内 容	時 間
① トラックの運行の安全の確保に関する法令等	①から⑤までについて合計 6 時間以上実施すること。 ⑥については、可能な限り実施することが望ましい。
② 交通事故の実例の分析に基づく再発防止対策	
③ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法	
④ 交通事故を防止するために留意すべき事項	
⑤ 危険の予測及び回避	
⑥ 安全運転の実技	

### (2) 初任運転者

- ① 輸送安全規則第 3 条第 1 項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前 3 年間にほかの一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く。）
- ② 指導及び実施時期  
当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前に実施する。ただし、やむを得ない事情がある場合は、乗務を開始した後 1 ヶ月以内に実施する。

#### 初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間

内 容	時 間
① トラックの安全な運転に関する基本的事項	①から④までについて合計 6 時間以上実施すること。 ⑤については、可能な限り実施することが望ましい。
② トラックの構造上の特性と日常点検の方法	
③ 交通事故を防止するために留意すべき事項	
④ 危険の予測及び回避	
⑤ 安全運転の実技	

### (3) 高齢運転者

- ① 高齢である運転者は、適性診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じたトラックの安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。
- ② 指導の実施時期は、適性診断の結果が判明した後1ヵ月以内に実施する。

## 3 国土交通大臣が認定する適性診断とは

### (1) 特定診断

当該交通事故を引き起こした後、再度トラックに乗務する前に次に掲げる事故惹起運転者の区分ごとにそれぞれの区分の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させる。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後、1ヵ月以内に受診させる。

#### ① 特定診断Ⅱ

死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、その事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

#### ② 特定診断Ⅰ

死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、その事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがない者及び軽傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、その事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

### (2) 初任診断

はじめてトラックに乗務する前に初任運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させる。

### (3) 適齢診断

65才以上の高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させ、その後3年以内ごとに1回受診させる。

### 特別な指導が必要



事故惹起運転者



初任運転者



高齢運転者



### ● 運転適性診断の受診

車に乗ると  
性格が変わる



判断動作の  
タイミング  
動作の正確さ  
性格  
交通安全態度  
危険感受性



## 4 記録について

特別な指導と国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせた場合は、その旨を運転者台帳に記録しておかなければなりません。

## 5 非常信号用具の備え付け

自動車が故障その他の原因で踏切内や高速道路上に立ち往生してしまった場合に、ほかの交通に対して迅速に非常事態の発生を知らせるため、自動車には、道路運送車両の保安基準により、非常信号用具の備え付けが義務付けられています。事業者は、非常の際に迅速かつ確実に非常信号用具を扱えるよう乗務員に使い方を実践体験させ、熟知させなければなりません。

## 6 事故に対する指導

事故を起こした運転者は、被害者の救護を行うとともに速やかに警察及び会社に報告し、運行管理者の指示に従うとともに、運行管理者は、適切に運転者に指示を与える等速やかに適切な処置を取らなければなりません。

なお、運転者以外の乗務員に対する教育訓練も運転者教育と同様に計画的に実施しなければなりません。

### 根拠規程

- 貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の4（運転者台帳）第1項第6号、第8号
- 貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条（従業員に対する指導及び監督）
- 貨物自動車運送事業輸送安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項第14号
- 国土交通省告示第1366号「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」
- 国自総第510号「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」第9条の4、第10条
- 国土交通省告示第1403号「貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断」

「知らなかった…」じゃ 済まされません。

# 不正改造は犯罪です!



# STOP!

## ストップ

## The 不正改造

## “不正改造車を排除する運動”

-----このような改造は不正改造です-----



## 不正改造等の主な事例：貨物車

## 大丈夫ですか？ あなたのクルマ

## 前面ガラス、運転者席及び助手席の窓ガラス

- 指定以外のステッカーを貼り付けていないこと。
- 前面ガラス、運転者席及び助手席の窓ガラスに装飾板を装着した状態又は着色フィルムを貼り付けた状態（可視光線透過率が70%未満）でないこと。

【運転者の死角が増え、大変危険です。】

## 回転灯

- 緊急自動車の赤色警光灯、道路維持作業用自動車の黄色回転灯、自主防犯活動用の青色防犯灯等、保安基準に定められている灯火以外のものは取付け不可。

## ディーゼル車のエンジン

- 黒煙汚染度は基準内であること。
- 【燃料の噴射量等が適当でない場合、黒煙を大量に発生させ、大気汚染の原因となります。】

## 警音器（クラクション）

- 音が自動的に断続しないこと。
- 音の大きさ、音色が自動的に変化しない又は運転席で容易に変化させることができないこと。

【他の交通に警告の趣旨が伝わらず危険です。また騒音公害にもなります。】

## バックミラー

- 鋭利な突起がないこと。
- 歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。

【歩行者等との接触の際、ケガをさせるおそれがあります。】

## 前部霧灯（フォグランプ）

- 白色又は淡黄色であり、その全てが同一色であること。
- 同時に3個以上点灯しないこと。

【他の交通に幻惑を与え危険です。】

## 巻込防止装置（サイドバンパー）

- 普通貨物自動車等には、巻き込み防止装置（サイドバンパー）を備えなければならない。

【取り外すと歩行者等を自動車の後輪に巻き込む等、重大事故の原因となります。】

## 速度抑制装置（スピードリミッター）

- 大型貨物自動車等において、スピードリミッター（自動車が時速90kmを超えて走行しないよう燃料の供給を調整する装置）の取り外し等、機能を損なう変更を行っていないこと。

## ダンプ車の荷台あおりの改造

- 土砂等を運搬するダンプ車には、さし枠の取付けがないこと。また、荷台の一部を高くする等の改造（さし枠の取付金具等）がないこと。

【過積載を誘発し、自動車の安全性を著しく低下させ危険です。】

## 不正な二次架装

- 新規検査受検後に燃料タンクの増設。
- 容量が大幅に異なる燃料タンクへの変更等（構造等変更検査の手続きが必要になります。）

## 排気管（テールパイプ）の開口方向

- 排気管は左向き又は右向きに開口していること。
- 【左向き、右向きの場合は、排気ガスを歩行者等にかけることになり他の交通に悪影響を及ぼすおそれがあります。】

## タイヤ

- タイヤ等の回転部分がフェンダー等より突出していないこと。

【歩行者等、他の交通の安全を妨げるおそれがあります。危険です。】

## 突入防止装置（リアバンパー）

- 貨物自動車等の後面には、突入防止装置（リアバンパー）を備えること。
- ※平成19年8月31日以前に製作された総重量3.5トン以下の小型自動車を除く。

【取り外すと追突した自動車が車体に潜り込む等、重大事故の原因となります。】

クルマのチェックを忘れずに！

運送事業者の皆様へ！

# 自動車事故防止のために しっかり点検・整備しましょう。

日常点検や定期点検をきちんと行っていますか？近年、大型車の車輪脱落事故などの車両故障による事故が起きています。しかし、日頃こまやかな点検を行っていれば、運転中のトラブルの多くは回避できるのです。クルマの健康管理は、クルマを守るだけでなく、人の命や環境も守ることにもつながります。毎日安心して運転するために、しっかり点検しましょう。

## ～このような事故が起きています～

### ■ 大型車の車輪脱落事故

ボルトの折損を伴うタイヤの脱落事故は、平成11年1月以降、平成21年12月末までに317件発生しており、平成20年4月には、東名高速道路でホイール・ボルト折損により脱落したタイヤが対向してきたバスに衝突し、バスの運転者が死亡する事故が発生しています。車輪脱落事故は、ディスク・ホイールを取り付ける際に不適切な（強すぎる、弱すぎる）ホイール・ボルトの締め付け又はタイヤ交換時にディスク・ホイールの種類（スチール製・アルミ製）に合ったホイール・ボルト、ホイール・ナットを使用しないこと（誤組）等によって引き起こされています。

## 平成21年10月から 監査方針・行政処分基準が強化されました。

### ■ 監査方針改正のポイント

#### 巡回監査及び呼出監査の端緒に追加

- ①ホイール・ボルトの折損による車輪脱落事故を引き起こした事業者
- ②整備不良に起因する死傷事故を引き起こした事業者

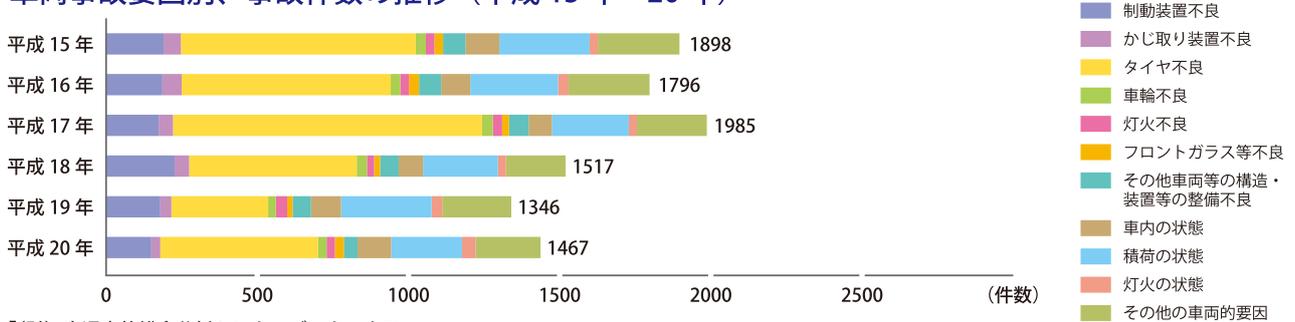
### ■ 強化された行政処分基準

- |              |       |                |
|--------------|-------|----------------|
| ① 日常点検の未実施   | 【初違反】 | 警告～ 5日 × 違反台数  |
|              | 【再違反】 | 5日～15日 × 違反台数  |
| ② 定期点検整備の未実施 | 【初違反】 | 警告～ 10日 × 違反台数 |
|              | 【再違反】 | 5日～30日 × 違反台数  |

## ●整備不良車の事故の状況

平成20年の車両の不具合が原因と考えられる事故は年間約1,500件発生しており、このうち約5割強の約800件が整備不良とみられています。

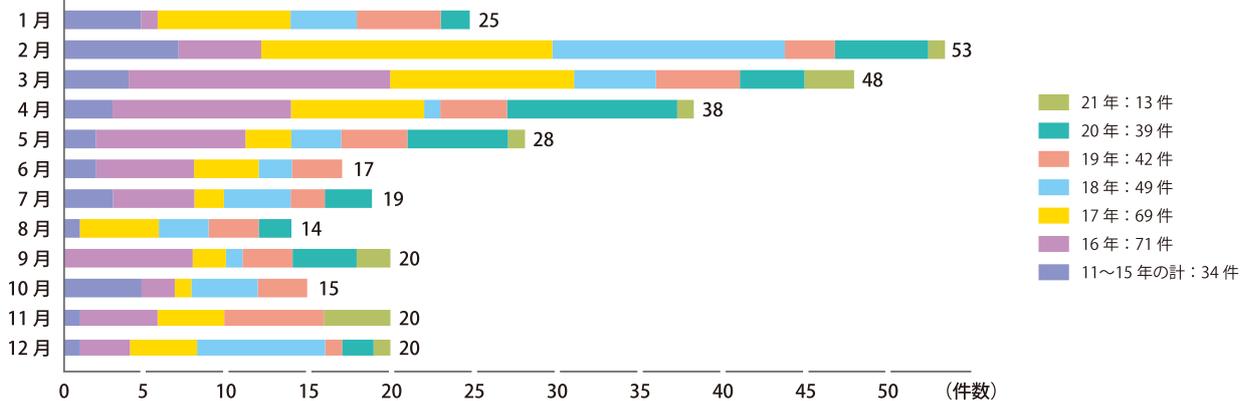
車両事故要因別、事故件数の推移（平成15年～20年）



「(財)交通事故総合分析センターデータによる」

また、車両総重量が8トン以上の大型車の車輪脱落事故は、平成16年以降、約300件発生しています。

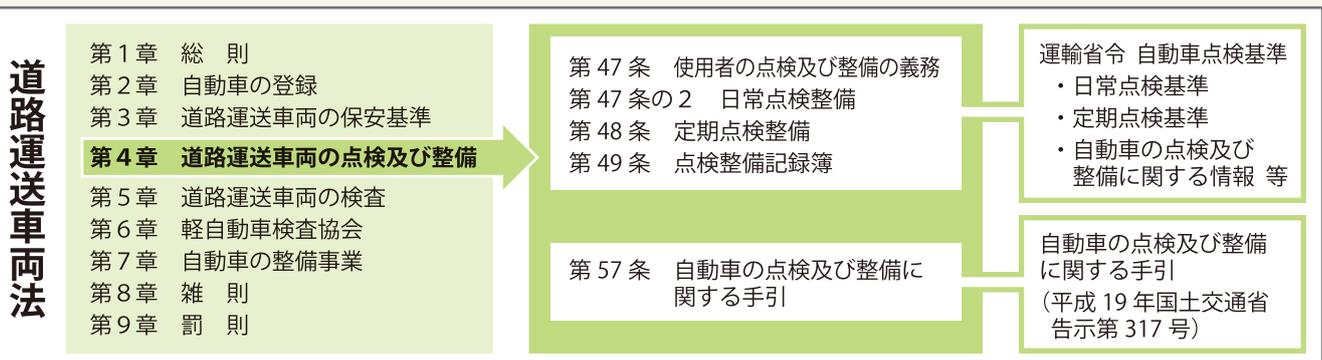
車輪脱落事故件数月別集計（平成11年～21年）



こうした事故やトラブルを防止し、自動車交通の安全を確保するためには、常日頃から自動車の点検整備を確実に実施することが必要不可欠といえます。

## ●自動車の点検・整備の義務及び法体系

自動車の使用者は日常的に点検整備を実施すること（日常点検整備：道路運送車両法第47条の2）、自動車を定期的（事業用自動車の場合には3か月毎）に点検整備を実施すること（定期点検整備：同法第48条）が義務付けられています。



●自動車の点検・整備のことが詳しくわかります。

点検整備

検索

[www.tenken-seibi.com](http://www.tenken-seibi.com)

小規模事業場の事業者と労働者の皆様へのお知らせ

# 地域産業保健センターを ご利用ください！

★地域産業保健センターは、**小規模事業場（労働者数50人未満の事業場）**の事業者や労働者の皆様に対して、

- ◎ 健康診断結果に基づく医師の意見聴取への対応
- ◎ 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導
- ◎ メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導
- ◎ 長時間労働者に対する医師の面接指導

を**原則無料**で行っています。（秘密は厳守します。）

この事業は、社団法人奈良県医師会が奈良労働局からの委託を受けて実施している事業で、各労働基準監督署単位に地域産業保健センターを設け、上記の産業保健サービスを原則無料で提供しています。

社員の健康管理等に苦心されている事業主の皆様、健康診断結果やメンタルヘルス面等に気がかかるところがある労働者の皆様のご利用をお待ちしています。



■ 相談・指導等の実施場所・日程・予約方法等は、以下のとおりですが、お近くのご都合のよい窓口をご利用いただけます。

- 窓口は、**定期開設窓口**と**予約方式窓口**があります。
- **予約方式窓口**は、**事前に電話等にてご予約**いただくこととなりますが、その際、ご希望の日時・場所等について、ご相談に応じます。
- ご希望があれば、**医師が事業場を訪問**し、**事業主等からの相談や労働者に対する保健指導等にも応じることが**できます。
- **メンタルヘルス相談窓口**は、メンタルヘルス不調者に関する相談・指導に限りますのでご注意ください。（労働者・事業主）
- **長時間労働者の面接指導**を希望される場合は、事前に地域産業保健センターまでご連絡をいただき、必ず予約（場所・日程調整等）を行ってください。
- 定期開設している窓口については、電話による相談もできますので、積極的にご利用ください。



## 北和地域産業保健センター

☎ 0742-33-5235

### ■ 定期開設窓口

- 奈良市総合医療検査センター ☎0742-33-7876  
【毎週月～金曜日 9:00～16:00】
- 大和郡山市医師会事務局 ☎0743-57-8743  
【毎月第3火曜日 14:00～16:00】
- 生駒地区医師会事務局 ☎0743-75-3535  
【毎月第2火曜日 14:00～16:00】
- 天理地区医師会 ☎0743-62-2055  
【偶数月第1火曜日 14:00～16:00】

### ■ 予約開設窓口 ※要事前予約

- ※予約連絡先  
奈良市医師会事務局 ☎0742-33-5235

### ■ メンタルヘルス相談窓口（定期開設）

- 奈良市総合医療検査センター  
【毎月第2水曜日 14:00～16:00】
- 大和郡山市医師会事務局（夜間）  
【毎月第2木曜日 17:00～19:00】

## 葛城地域産業保健センター

☎ 0745-23-2431

### ■ 定期開設窓口

- 北葛城地区医師会事務局 ☎0745-23-2431  
(大和高田地区・北葛城地区)  
【毎月第4火曜日 14:00～16:00】
- 橿原市保健センター ☎0744-29-0888  
【毎月第2火曜日 14:00～16:00】
- 御所市いきいきライフセンター ☎0745-63-0276  
【毎月第3火曜日 14:00～16:00】

### ■ 予約開設窓口 ※要事前予約

- ※予約連絡先  
北葛城地区医師会事務局 ☎0745-23-2431

### ■ メンタルヘルス相談窓口（勤労者こころの健康相談）

- 相談場所：奈良県医師会館（橿原市）  
【毎月1回開設】 ※要事前予約
- ※予約連絡先  
奈良県地域産業保健センター ☎0744-22-8566

## 桜井地域産業保健センター

☎ 0744-43-8766

### ■ 定期開設窓口

- 桜井地区医師会事務局 ☎0744-43-8766  
【毎月第2水曜日 14:00～16:00】

### ■ 予約開設窓口 ※要事前予約

- ※予約連絡先  
桜井地区医師会事務局 ☎0744-43-8766

### ■ メンタルヘルス相談窓口 ※要事前予約

- ※予約連絡先  
桜井地区医師会事務局 ☎0744-43-8766



## 南和地域産業保健センター

☎ 0747-25-3059

### ■ 定期開設窓口

- 五條市医師会事務局 ☎0747-25-3059  
【毎月第3木曜日 14:00～16:00】
- 吉野郡医師会事務局 ☎0746-34-2353  
【毎月第1木曜日 14:00～16:00】
- 十津川地区：中川医院 ☎0746-64-0011  
【毎月第2火曜日 14:00～16:00】

### ■ 予約開設窓口 ※要事前予約

- ※予約連絡先  
五條市医師会事務局 ☎0747-25-3059  
吉野郡医師会事務局 ☎0746-34-2353

### ■ メンタルヘルス相談窓口（定期開設）※要事前連絡

- 開設場所：下市病院  
【偶数月第4火曜日 13:00～14:00】
- ※連絡先  
五條市医師会 ☎0747-25-3059



## 奈良県地域産業保健センター

### 社団法人奈良県医師会

〒634-8502 橿原市内膳町5丁目5-8  
TEL 0744-22-8566 FAX 0744-22-8566  
E-メール nmc@nara.med.or.jp

# 安全で良質な 輸送サービスの 維持・向上

平成23年度

## 輸送秩序確立運動 実施中

平成23年4月1日～平成24年3月31日(1年間)

- 1 貨物自動車運送事業法等トラック事業を取り巻く関係法令等の遵守徹底及び違法行為の是正対策の推進
- 2 荷主企業とトラック事業者とのパートナーシップの確立及び荷主懇談会等による荷主企業に対する効果的なPR活動の積極的な展開
- 3 不公正取引の是正及びコストに見合った適正運賃収受問題について荷主企業への理解促進と協力要請
- 4 運輸安全マネジメントの確実な遂行及び社会との良好な共生を目指した安全・環境を含む円滑かつ高品質な輸送サービスの追求
- 5 輸送原価に対する意識改革の向上及び原価管理の徹底等による経営体質の改善に努め、企業経営基盤を確立
- 6 社会保険等への適正加入の厳守及び輸送秩序を阻害する行為の排除に向けた諸対策の積極的な推進並びに関係行政庁との連携強化



**JTA** 社団法人 全日本トラック協会・都道府県トラック協会

## 適正化事業・指導項目別調査結果

集計期間：平成23年4月～平成23年7月

(巡回計画数：74 事業所 巡回実施数：48 事業所)

(社)奈良県トラック協会

区分	重点	指導事項 (☆印は霊柩事業者は除外する)	指導件数	(否)件数	指導件数ワースト10
I. 事業計画等	○	(1) 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	48	2	
		(2) 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	48	1	
	○	(3) 自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	48	4	
		(4) 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	48	2	
		(5) 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	48	2	
		(6) 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)	44	0	
	○	(7) 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	48	0	
	○	(8) 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	48	0	
II. 帳票類の整備、報告等		(1) 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	24	7	
		(2) 自動車事故報告書を提出しているか。	3	0	
		(3) 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。	48	12	
		(4) 車両台帳が整備され、適正に記入等がされているか。	48	3	
		(5) 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る。)	41	29	④
III. 運行管理等		(1) 運行管理規程が定められているか。	48	4	
		(2) 運行管理者が選任され、届出されているか。	48	2	
		(3) 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	40	12	
		(4) 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	48	3	
	◎	(5) 過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。	46	20	⑨
	◎	☆(6) 過積載による運送を行っていないか。	48	0	
	◎	(7) 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	48	35	②
	○	(8) 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	48	31	③
	○	☆(9) 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	28	2	
	○	(10) 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	7	7	
	◎	(11) 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	48	41	①
	○	(12) 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	27	25	⑤
	○	(13) 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	29	19	⑩
IV. 車両管理等		(1) 整備管理規程が定められており、これに基づき、適正に整備管理業務がなされているか。	48	2	
	※	(2) 整備管理者が選任され、届出されているか。	48	6	
		(3) 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	43	14	
		(4) 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	48	13	
	◎	(5) 定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	48	24	⑦
V. 労基法等	○	(1) 就業規則が制定され、届出されているか。	26	9	
		(2) 36協定が締結され、届出されているか。	44	19	⑩
		(3) 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)	48	1	
	○	(4) 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	46	25	⑤
VI. 法定福利費	○	(1) 労災保険・雇用保険に加入しているか。	46	15	
	○	(2) 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	44	23	⑧

※印は、保有車両に乗車定員11人以上のバス型霊柩車がある霊柩事業者の場合、1両でも整備管理者の選任が必要である(道路運送車両法第50条)。